科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年5月23日現在

機関番号: 16101

研究種目:研究活動スタート支援

研究期間:2010~2011 課題番号:22820004

研究課題名(和文)現代アメリカ合衆国におけるアファーマティブ・アクション理論分析

研究課題名(英文)The current controversy over Affirmative Action in the United States of America

研究代表者

吉岡 宏祐 (YOSHIOKA KOYU)

徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・講師

研究者番号: 30583306

研究成果の概要(和文):本研究は、これまで個別に扱われてきた教育と雇用の分野におけるアファーマティブ・アクション双方に焦点をあて、「多様性の管理」の言説がどのような議論のもとで大学において立ち現れたのかを考察するべく、合衆国経済界と大学との関係性について考察を行ったものである。その際、具体的な考察対象として、ミシガン大学における方策の是非を巡って争われた二つの合衆国最高裁判決と裁判所に提出された法廷助言書を扱った。その上で、多様性が様々な思惑や意図を付与されたマジック・ワード的な概念であり、その解釈いかんによって企業と大学との紐帯の強弱が規定されていた実態を明らかにした。

研究成果の概要(英文): The central issue of this research is: why did some universities try to achieve diversity after they abolished race-based affirmative action? While affirmative action in universities is the subject of extensive empirical scholarship, little research has been conducted on the diversity rationale. Therefore this research examined how universities promoted the benefits of diversity. The first rationale is "benefit for leaning." The second rationale is "benefit for business and the economy." According to this theory, bringing more minorities into the free market process is indispensable to the country's economic competitiveness, and to national success in the globalized market. This diversity rationale, which is deeply linked to corporate multiculturalism, is supported by many business leaders and seems to have nothing to do with the academic world. But some universities promoted this rationale under the industry-university cooperation.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	1, 070, 000	321,000	1, 391, 000
2011 年度	730, 000	219, 000	949, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 800, 000	540, 000	2, 340, 000

研究分野:人文学

科研費の分科・細目:史学・西洋史

キーワード:1)アファーマティブ・アクション、2)「多様性の管理」、3)産学協同体制、4)教育 と雇用の接合、5)グラッツ対ボリンジャー訴訟、6)グラッター対ボリンジャー訴

訟

1. 研究開始当初の背景

報告者の問題関心は、「自由」と「平等」 という合衆国の建国の理念が「人種」という 要因によって歪曲されてきた歴史を踏まえ、 現代におけるマイノリティの救済策の在り 方を再検討することにある。その具体的な考 察対象として、本研究は、1960 年代以降黒 人問題を解決する一方策として、合衆国が採 用してきたアファーマティブ・アクション (Affirmative Action)の現代的動向を分析し たものである。同方策は日本語で「積極的差 別是正措置」などと訳されることからも分か るように、当初はマイノリティの差別を撤廃 し、なおかつ彼らの社会参画の促進を通じて 多様性を実現する方策として導入・展開され てきた。ところが、方策の施行からおよそ40 年を経た現在では、その有効性や方策の非受 益者に対する「逆差別」性が問題となり、多 くの州で見直しが図られている。

その際、アファーマティブ・アクションを 廃止した各州では、多様性の確保を強く求め る議論が台頭した。一般的に、多様性とは、 人種・民族・性別等といった広く異なる特徴 を有する個々人が、教育・契約・雇用の分野 において、一定の割合で共存している状態を 示す。とりわけ、州内に多様な人口動態を抱 える諸州にとって、この多様性を確保するこ とが大学組織を運営する上で喫緊の課題と なった。

この問題を解決すべく、各州の大学は、「パーセンテージ・プラン」(Percentage Plan)と呼ばれる方策を導入した。これは、州内の各高校に在籍しているマイノリティを含む成績上位者数パーセントに対して、自動的に大学への入学資格を付与するという方策である。

このように、現代合衆国では、多様性の確保を目的としたアファーマティブ・アクションが廃止傾向にありながらも、大学においては多様性を確保することが希求されるという、一見矛盾するような現象が生じているのである。

2. 研究の目的

こうした現象が生じた要因を解明するには、多様性言説を教育の分野に限定されない広い視点から分析する必要がある。それというのも、大学外部の利益集団が大学内部の議論形成に深く関与していた形跡が認められるからである。しかしながら、これまでの先行研究では、この多様性概念自体が実現されるべき所与のものとして措定された結果、同概念が流布される経緯や背景、ならびに大学組織外部と内部との関係性については、直接考察の対象となることは少なかった(Marin and Lee 2003; Horn and Flores

2003)

また、このような研究に加えて、多様性が、人 種や性別等といった差異を効率よく維持する 「多様性の管理」(diversity management)の言 説として機能していることを指摘する論考もある (Delgado 1995, 46-57; Rubio 2001, 190; 米 山 2003, 24; 中條 2009, 50)。これらの研究に 共通しているのは、過去の差別の是正や補償の 議論ではなく、多様性という言説が差異の形骸 化を伴いながら人口に膾炙している現状を問題 視していることである。とはいえ、これらの研究で は、「多様性の管理」という言葉やそれに準ずる 概念が僅かに言及されている程度で、この言説 に関する実証的な分析はほとんど試みられてい ない。確かに、ケリーとドビンの研究は、合衆国 の企業がいかにして「多様性の管理」の手段とし てアファーマティブ・アクションを支持するよ うになったのかに関して実証的な考察を行って はいる(Kelly and Dobbin 2001, 87-117)。しか し、この研究が考察の対象としているのは、あく まで雇用の分野におけるアファーマティブ・ア クションのみで、教育の分野におけるアファ ーマティブ・アクションに関しての考察は一 切行われていない。

よって、本研究では、これまで個別に扱われてきた教育と雇用の分野におけるアファーマティブ・アクション双方に焦点をあて、この「多様性の管理」の言説が大学においてどのような議論のもと立ち現れたのかを考察するべく、合衆国経済界と大学との関係性について考察を行うことを研究の目的とした。

3. 研究の方法

その際、具体的な考察対象として、ミシガン大学におけるアファーマティブ・アクションの是非を巡って争われた二つの最高を扱って争われた法廷助言書を扱った。一連の裁判では、全米の著名な強関書である法廷の書を提出る大学、政治家、各種団体、個人等が法地の表別では、全人ではよってでファーマティブ・理にして、とに関する見解を披歴し、それを審理にしたのであった。本研究では、と大学が提出した法廷助言書を用いることを大学が提出した法廷助言書を用いることを表記を展開したのかという点について考察を行った。

4. 研究成果

その結果、得られた成果は以下の通りである。

先ず、経済界が多様性推進に見出した大義 とは、グローバル化する経済のもと、企業が 内部に多様な人材を抱えることが「事業の成功」、競争力の強化、延いては国力の増強に 資するといった経済的利害であった。このように至極現実的かつ打算的な動機から、企業 は多様性を実現する手段としてのアファーマティブ・アクションに支持を表明すると同時に、多様な学生の継続的な輩出を大学側に 求めたのであった。このような文脈では、アファーマティブ・アクション容認の根拠は、経済的動機から多様性を確保することにのみ収斂していたと言える。

一方、大学側が掲げた多様性の定義は一様ではなかった。科学技術分野系の大学、専門職大学ならびに名門大学では、先の経済界が掲げた多様性推進の意図を踏まえた上で、産学協同態勢を擁護する論調が見られた。そこでは「後ろ向きで時に懲罰的な」補償から「前向きで包括的な」多様性への転換を重視する未来志向性が喧伝された。

これに対して、伝統的黒人大学や州立の法 科大学院は、過去の差別に対する補償や是正 の議論の文脈に多様性推進の意図を見出す ことによって、企業側の思惑とは一線を動し たのであった。と同時に、これら双方の教 機関の主張には、過去と現在を将来につなが る連続性のもとで捉え直し、長期的な視点か ら差別を是正していこうとする視座も存む ら差別を是正していこうとする視座もする にていた。こうした議論は、多様性が有ま の る事には、過去と相まって、同言説が られてしまう現状に抗う防波堤の役割を担 っていたとも言えよう。

このように、企業と大学は、多様性実現の 意図や目的に関する認識は異にしていたが、 その実現方法に関してはある共通性を有し ていた。それはすなわち、企業と大学双方が 人種に基づく方策の存続を支持したという ことに他ならなかった。このことは、アファ ーマティブ・アクションに関する議論の変 の文脈で捉えるならば、パーセンテージ・プ ラン導入時に隆盛を極めた人種中立的な多 様性擁護論からカラーコンシャスな多様性 擁護論への転換を企業と大学がそれぞれ求 めたことを表していると言える。

このように、現代合衆国では、多様性を確保することが強く希求されている。本研究で検討したように、全米の大企業や高等教育機関がこぞって法廷助言書を提出し、ミシガン大学におけるアファーマティブ・アクションを擁護した事実からもこのことは窺い知れる。と同時に、このことは、アファーマティブ・アクション擁護派のみならず一部の廃止派ですらも認める事実である。

二つの最高裁判決に対して法廷助言書を 提出し、アファーマティブ・アクションの廃 止を強く訴えた「黒人」実業家であるウォード・コナリー(Ward Connerly)は、「多様性を 探求することが新しいアメリカの信条となっている」とさえ述べている(Brief of Ward Connerly 2003, 3)。コナリー自身がこれまで 多様性に対して懐疑的な言説を繰り広まで 多様性に対して懐疑的な言説を繰り広ば張を きたにもかかわらず、彼がこのような主社を さたにもかかわらば、多様性が合衆国社会 において広く浸透していることの片鱗を 間見ることができよう。このように、多様性 が流布している現状に鑑みるならば、グラッ ター対ボリンジャー訴訟とは、まさに時流に 即した判決だったのである。

とはいえ、多様性が人口に膾炙すればする ほど、その言説は多義性を付与されるが故に 必然的に曖昧性を帯びる。このことは、企業 と大学が主張した多様性実現の意図や目的 に複数の差異が見られたことからも明らか である。

この点において、多様性とは、様々な思惑や意図を付与されたマジック・ワード的な概念だったのであり、その解釈いかんによって、企業と大学との紐帯の強弱が規定されていたのであった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①吉岡宏祐、現代アメリカ合衆国におけるアファーマティブ・アクション理論分析―経済界と大学による「多様性」の「相互」構築議論を中心として、国際文化研究、査読有、17、2011、pp. 303-317

〔学会発表〕(計1件)

①吉岡宏祐、現代アメリカ合衆国におけるアファーマティブ・アクション論争分析―経済界と高等教育機関による「多様性」の「相互構築」を中心に―、アメリカ学会・第45回年次大会、2011.6.4、東京大学駒場キャンパス(東京都)

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉岡 宏祐 (YOSHIOKA KOYU) 徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・ サイエンス研究部・講師 研究者番号: 30583306

(2)研究分担者

()

研究者番号: (3)連携研究者 ()

研究者番号: